

# ～空き家の管理、できていますか？～

平成27年5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。空き家やその敷地は個人の資産です。空き家所有者には、防災・衛生・景観等において地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさない様に、空き家等を適切に管理責務があると定められています。（**空き家の所有者・管理者には管理責任があります**）

## 空き家をそのままにしておくと、いろいろな問題が起こります！

建物が傷み、**壁の倒壊**や部材が飛散する**危険**があります！

不法に**ゴミ**が捨てられ、景観や**衛生面**に**悪影響**がでます！

**樹木**や**雑草**が生い茂り、隣地や道路にはみ出す**恐れ**があります！



小動物が住み着き、**糞尿**や**死骸**などによる**異臭**の恐れがあります！

**不審者**が侵入する**恐れ**があります！



## ～管理責任を問われる可能性も！～

空き家等を放置した結果、仮に倒壊や破損、火災などで他人に損害を与えた場合には、**損害賠償**などの管理責任を問われることもあります。



# ～空き家のために今からでもできることがあります！～

## ① 空き家の管理はしっかりと★

### 1. マメな管理

- 空き家でご近所や周辺に迷惑をかけないためには、**定期的なメンテナンス**が必要です。
- **通風・換気・通水**や**草木**の手入れ、ポスの整理等。

### 2. 相続は速やかに

- 相続が発生したら、速やかに土地・建物の**登記手続き**を行いましょ。
- 建物を活用できず放置したままだと、大切な財産が**親族の負担**となってしまう場合があります。

### 3. 地域で声をかけあって

- 地域の代表者や近所の方と連絡先を確認しあい、**異常があった際に連絡をとれる**よう日頃から努めましょ。



## ② 今ある空き家を活用しよう♪

- ✓ 親から相続した家などを空き家にしておくことは、**税金や維持管理の費用**がかかります
- ✓ 空き家は建物としての**資産価値**がある間に早めに活用することがお勧めです
- ✓ **空き家バンク**に登録するという方法もあります
- 空き家バンクは、賃貸・売却を希望する空き家の情報を空き家を借りたい・購入したいという人に紹介する仕組みです
- 湯前町では、平成27年度から「ゆのまえまち空き家バンク」を運営しており、これまで**登録戸数20戸、成立戸数8戸**
- 空き家バンクの情報は『ゆのまえぐらし』にて掲載中♪



- <https://www.yunomae-kaziri.com/ijyu/#house>
- お問い合わせ・お申し込み先

